

第3回 荒川大規模氾濫に関する減災対策協議会を開催

荒川では、氾濫が発生することを前提として地域全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築するため、国・県・市・村等が減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するため、平成28年5月17日に「荒川大規模氾濫に関する減災対策協議会」を設立しました。

本協議会は、構成機関の取組を共有し、密接な連携体制を構築するための協議等を行うもので、平成29年6月19日の水防法改正により、減災対策協議会の設置が法的に位置付けられました。

記

1. 日 時：平成29年7月27日（木）15：00～16：30
2. 場 所：神林農村環境改善センター 多目的ホール
3. 構成機関：別紙-1参照
4. 議事（案）：水防法改正に伴う規約改正
減災目標を達成するための取組状況報告
5. 公開等
 - ・会議は報道機関を通じて公開いたします。
 - ・カメラ撮りは冒頭の挨拶までとさせていただきます。
 - ・会議での配付資料等は、羽越河川国道事務所のホームページに掲載します
 - ・「平成29年度荒川総合水防演習運営委員会」の後に本協議会を行います。
会議進行により開始時間が早くなる場合があります。

同時発表記者クラブ

新潟県政記者クラブ
新潟日報（村上支局）
村上新聞社
いわふね新聞社
その他専門紙

問い合わせ先

国土交通省 北陸地方整備局
羽越河川国道事務所
副所長（河川）：武藤和明
調査課長：近藤栄一
TEL：0254-62-3211(代)



荒川大規模氾濫に関する減災対策協議会 構成機関

村上市

関川村

胎内市

新発田地域広域事務組合 消防本部

村上市 消防本部

荒川水力電気(株)関川事業所

赤芝水力発電(株)

東北電力(株)新潟発電技術センター

新潟県 村上地域振興局

気象庁 新潟地方气象台

北陸地方整備局 羽越河川国道事務所

(オブザーバー) 荒川沿岸土地改良区